

改正

平成17年9月1日多摩市告示第362号
平成20年3月31日多摩市告示第154号
平成21年8月24日多摩市告示第445号
平成23年6月24日多摩市告示第325号
平成24年9月7日多摩市告示第442号
平成25年3月29日多摩市告示第148号
令和元年12月16日多摩市告示第248号
令和3年9月7日多摩市告示第403号
令和6年4月1日多摩市告示第210号

多摩市市民表彰基準及び感謝状贈呈基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多摩市表彰条例（昭和46年多摩市条例第41号。以下「条例」という。）第6条に規定する市民表彰を行うため必要な基準（以下「市民表彰基準」という。）を定めるとともに、市民表彰基準に満たないものに感謝状を贈ることができる基準（以下「感謝状贈呈基準」という。）を定めるものとする。

(基準)

第2条 市民表彰基準及び感謝状贈呈基準は、別表のとおりとする。

2 別表中の市民表彰に係る基準年数の期間（次項において「期間」という。）の計算は、多摩市表彰条例施行規則（昭和47年多摩市規則第25号）第2条に定める表彰の期日現在をもって計算する。

3 前項の期日現在において、期間に6月以上の端数が生じたときは、1年として計算するものとする。

4 市民表彰及び感謝状に係る基準年数の期間に中断がある者については、前後の期間を通算するものとする。

(感謝状の贈呈時期)

第3条 感謝状の贈呈は、別表に掲げる業績区分を所管する部局（以下「所管部局」という。）の定める日に行う。

(市民表彰及び感謝状贈呈の実施)

第4条 市民表彰は、任期等がある場合においては退任後に行うことを原則とする。ただし、表彰日現在満50歳以上の場合においては、退任前に行うことができる。

2 感謝状は、別表に掲げる市民表彰基準に満たない場合で、かつ、感謝状贈呈基準に達している場合に贈呈できるものとする。

(選出)

第5条 市民表彰の表彰候補者は、所管部局の推挙により、総務部総務契約課において選出する。

2 感謝状の贈呈を受ける者は、感謝状贈呈業績調書（別記様式）により業績等を確認し、所管部局において選出する。

(情報収集)

第6条 所管部局は、常に関係団体等から情報を収集し、市民表彰及び感謝状贈呈の対象者を把握するよう努めるものとする。

(補則)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

2 平成23年度の市民表彰について、別表の2の部(6)の項ア又はイの規定により表彰を受けた者又は団体が、当該表彰のあった日から引き続き10年以上当該表彰と同一の業績内容の活動をし、その活動が同項ア又はイの規定に該当すると認められる場合は、同表備考1の規定にかかわらず、再表彰を行うこと

ができる。

- 3 令和3年度の市民表彰について、別表の2の部(6)の項ア又はイに該当して表彰を受けた者又は団体が、当該表彰のあった日から引き続き10年以上当該表彰と同一の業績内容の活動をし、その活動が同項ア又はイに定める業績内容に該当すると認められる場合は、同表備考1の規定にかかわらず、再表彰を行うことができる。ただし、前項の規定により既に再表彰を受けた者又は団体を除く。

附 則（平成17年多摩市告示第362号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年多摩市告示第154号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表3の部1の項アの改正規定については、公示の日から施行する。

附 則（平成21年多摩市告示第445号）

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成23年多摩市告示第325号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年多摩市告示第442号）

この要綱は、多摩市栄誉賞に関する規則（平成24年多摩市規則第56号）の施行の日から施行する。

附 則（平成25年多摩市告示第148号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年多摩市告示第248号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年多摩市告示第403号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和6年多摩市告示第210号）

この要綱は、公示の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

多摩市市民表彰基準及び感謝状贈呈基準

条例区分	業績区分	対象者	市民表彰	感謝状	市民表彰推挙 及び感謝状贈 呈所管部局
			基準年数	基準年数	
1 行政、コミュニティ、産業経済、都市建設の公益及び市政の発展に寄与し、その業績が顕著な者	(1) 行政	ア 各種専門相談員として、市民生活の向上に寄与し功労顕著な者	8	概ね左の 1 / 2	全部局
		イ 市条例及び市規則に基づく委員会、協議会、審議会等の委員	8	概ね左の 1 / 2	
		ウ イに準ずる委員会、協議会、審議会等の委員	8	概ね左の 1 / 2	
		エ ア、イ及びウに定める職に従事した年数の通算が基準年数以上の者	8	概ね左の 1 / 2	
	(2) コミュニティ	ア コミュニティ関係団体の長	5	概ね左の 1 / 2	協創推進室
		イ アの団体の役員	10	概ね左の 1 / 2	
		ウ ア及びイに定める職に従事した年数の通算が基準年数以上の者	10	概ね左の 1 / 2	
	(3) 産業経済	ア 商工業、農業その他産業経済の振興を目的とした団体の長	10	概ね左の 1 / 2	市民経済部
		イ アの団体の役員及び事務局長	15	概ね左の	

		ウ ア及びイに定める職に従事した年数の通算が基準年数以上の者	1 / 2 15 概ね左の 1 / 2	
	(4) 都市建設	ア 都市計画、建設又は土木関係団体の長 イ アの団体の役員及び事務局長 ウ ア及びイに定める職に従事した年数の通算が基準年数以上の者	10 概ね左の 1 / 2 15 概ね左の 1 / 2 15 概ね左の 1 / 2	都市整備部
2 健康、福祉、防災、環境等市民の社会生活の向上に寄与し、その業績が顕著な者	(1) 健康	ア 保健衛生団体の長 イ 医師会、歯科医師会又は薬剤師会の会長 ウ ア及びイの団体の役員又は事務局長 エ 学校等の嘱託医又は薬剤師 オ ア、イ及びウに定める職に従事した年数の通算が基準年数以上の者	10 概ね左の 1 / 2 4 概ね左の 1 / 2 15 概ね左の 1 / 2 15 概ね左の 1 / 2 15 概ね左の 1 / 2	子ども青少年部 健康福祉部 教育部
	(2) 福祉	ア 社会福祉関係団体若しくは社会福祉施設の長、社会福祉協議会の長又はシルバー人材センターの長 イ アの団体又は施設の役員及び事務局長 ウ 保護司、民生委員等 エ 私立保育園の保育士等 オ 社会福祉施設等で指導介護を行う介護職員等 カ ア、イ及びウに定める職に従事した年数の通算が基準年数以上の者	10 概ね左の 1 / 2 15 概ね左の 1 / 2 9 概ね左の 1 / 2 — 30年 — 30年 15 概ね左の 1 / 2	協創推進室 子ども青少年部 健康福祉部
	(3) 防災・消防	ア 災害防止を目的とした団体の長 イ アの団体に従事した者 ウ ア及びイに定める職に従事した年数の通算が基準年数以上の者 エ 消防団長 オ 消防団副団長 カ エ及びオに定める職に従事した年数の通算が基準年数以上の者 キ 消防署長賞を受けた者の中で、特にその活動が顕著なもの	10 概ね左の 1 / 2 15 概ね左の 1 / 2 15 概ね左の 1 / 2 4 概ね左の 1 / 2 8 概ね左の 1 / 2 8 概ね左の 1 / 2 — —	総務部 健康福祉部

		注 防火に尽くした行為の場合、火災通報と消火活動とが重複した行為であること。ただし、火災現場の状況により、消火活動したくとも行えないと認められる場合、又は機を失する状況により通報を行えず、消火活動のみの行為が適切であったと認められる場合は、この限りでない。			
	(4) 防犯・交通安全	ア 犯罪防止又は交通安全を目的とした団体の長 イ アの団体に従事した者 ウ ア及びイに定める職に従事した年数の通算が基準年数以上の者	10 15 15	概ね左の 1 / 2 概ね左の 1 / 2 概ね左の 1 / 2	総務部 都市整備部
	(5) 環境	ア 自然、生活又は地球環境の保全に関する団体の長 イ アの団体に従事した者 ウ ア及びイに定める職に従事した年数の通算が基準年数以上の者	10 15 15	概ね左の 1 / 2 概ね左の 1 / 2 概ね左の 1 / 2	環境部
	(6) ボランティア	ア 社会奉仕活動その他の善行に努め、市民の福祉を増進し、市民の模範と認められる者 イ 公益的な非営利活動を通じて社会福祉の向上又はまちづくりに優れた功績のあった者若しくは団体 ウ ア及びイに定める活動に従事した年数の通算が基準年数以上の者 注 善行活動の場合、原則として全市的であること。また、市を越えた地域活動に努力した功労があること。ただし、活動の性質により、全市的あるいは市を越えての活動がなじまないものについては、この限りでない。	15 15 15	概ね左の 1 / 2 概ね左の 1 / 2 概ね左の 1 / 2	全部局
3 教育、文化、スポーツ等市民の文化向上に寄与し、その業績顕著な者	(1) 学校教育	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第124条若しくは第134条に定める私立学校を経営する学校法人の理事長（同法附則第6条の場合にあっては、その設置者又は代表者）又は私立学校の校長若しくは園長 イ 私立学校の教員等	10 30年	概ね左の 1 / 2	総務部 子ども青少年部 教育部
	(2) 社会教育	ア 社会教育又は文化関係団体の長 イ アの団体の役員又は事務局長 ウ 社会教育の分野で、その功労の顕著	10 15 15	概ね左の 1 / 2 概ね左の 1 / 2 概ね左の	子ども青少年部 くらしと文化部 教育部

		な者 エ 青少年の健全な発達を助け、育成に努めた者で、その功績顕著なもの オ ア、イ、ウ及びエに定める職に従事した年数の通算が基準年数以上の者	1 / 2 15 1 / 2 15 1 / 2	概ね左の 概ね左の	
	(3) 文化・科学技術	ア 科学技術関係の発明奨励団体の運営、研究施設の充実又は優秀な発明の実施化に尽力した者 イ 科学技術関係の発明の業務に精励した者 ウ 芸術文化活動の振興に尽力し、功績顕著な者 エ 特許、実用新案、意匠として登録された優秀な発明若しくは考案をなし、又はそれらの基礎を完成した者で、業績が顕著なもの	15 15 — —	概ね左の 1 / 2 概ね左の 1 / 2 — —	全部局
	(4) スポーツ	ア スポーツ関係団体の長 イ アの団体に従事した者 ウ スポーツの普及と振興に努めた者で、その功績顕著なもの エ スポーツ大会等で優秀な成績をおさめた者 オ ア、イ及びウに定める職に従事した年数の通算が基準年数以上の者	10 15 15 — 15	概ね左の 1 / 2 概ね左の 1 / 2 概ね左の 1 / 2 — — 概ね左の 1 / 2	くらしと文化部
4	公益のため市に多額の金品を寄附した者又は奇特の行為があった者	ア 個人にあつては100万円以上、団体にあつては500万円以上の寄附をした者（私財を数度にわたって寄附した場合は、1年間の合計額が、それぞれの該当額に達していること。） 注(1) 寄附行為は市に直接行われたものに限る。 注(2) 物件（物品又は不動産）については、時価をもって算定する。 注(3) 売名又は営利を目的とした寄附は、適用除外とする。	—	—	全部局
5	自己の危難を顧みず人命を救助した者	ア 自己の生命を顧みず、有効適切な行為により人命を救助した者	—	—	全部局
6	業務に精励して市民の模範となる行為があった者	ア 業務に精励し、創意工夫に努め、又は技能優秀にて能率の向上に尽力した者 イ 苦勞の割に、とかく人目につかない領域の業務に携わる者	30 30	概ね左の 1 / 2 概ね左の 1 / 2	全部局

	ウ 危険度の高い業務に携わる者	30	概ね左の 1 / 2
	エ 一般に人の好まない不快な業務に従事し、尽力した者	30	概ね左の 1 / 2
	オ 技能者として優れた技能を有し、後進の模範と認められる者	30	概ね左の 1 / 2
	カ 技能大会等で優秀な成績をおさめた者	——	——

備考

- 1 同一業績での再表彰は行わない。ただし、寄附行為、人命救助及び特許等については、この限りでない。
- 2 多摩市栄誉賞に関する規則（平成24年多摩市規則第56号）に規定する多摩市栄誉賞を受賞した者及び団体については、同一業績での市民表彰は行わない。